

滋賀県スポーツサイクルレンタル助成事業の概要

本事業は、滋賀県内において、スポーツサイクルをレンタルする際の料金の半額(以内)を、滋賀プラスサイクル推進協議会が負担するものです。

対象事業者: 滋賀県内のレンタサイクル事業者

対象経費: **滋賀県居住者が利用した**スポーツサイクルのレンタル料金

スポーツサイクルとは、後輪に5段以上の変速機がついている自転車とします。

電動アシスト付きスポーツサイクルも対象です。

オプション、保険料、消費税および地方消費税を含みます。

次の費用は対象外です。

・定期利用

・ガイド、ツアー、出張回収・修理等の役務

協議会負担金額: 対象経費の1/2以内

一人1レンタルにつき、

1日レンタルの場合 上限 2,000円

2日レンタルの場合 上限 4,000円

3日以上レンタルの場合 上限 5,000円

いずれも消費税および地方消費税を含む。

10円未満は切り捨て

実施期間: 令和3年4月23日(土)～令和3年5月31日(月)

協議会負担金の申請方法

レンタサイクル貸し出し時に、利用者に申込票(様式)を記入してもらいます。

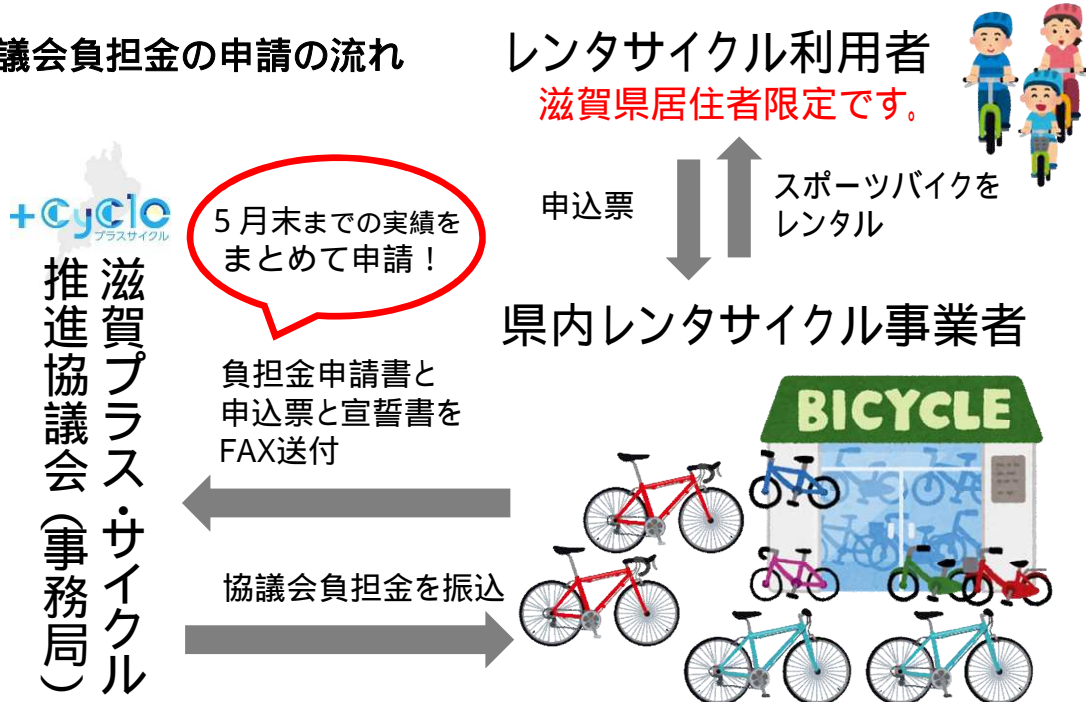
実施期間内の申込票(様式)と負担金申請書(様式)、宣誓書(様式)を事務局の専用FAXあてにお送りください。

専用FAXの番号は、各様式に記載しています。

実施期間内の申請額(合計額)を6月15日(火)までに申請してください。

申請書到着から14日以内に、事務局から、貴事業者様の金融機関口座へ負担金を振り込みます。各様式は、添付のものをコピーしてお使いいただくか、当協議会のホームページからダウンロードできます。ダウンロードに必要なパスワードは、事業参画のご連絡を頂いた際にお知らせします。

協議会負担金の申請の流れ



その他、事業実施に関するご説明

1. 事業にご参画いただける場合は・・・

事業にご参画いただける場合は、別添「滋賀県スポーツサイクルレンタル利用助成事業 参画連絡票(様式)」を、下記の事務局担当までお送りください。送付はFAXでもE-mailでも構いません。

滋賀プラス・サイクル推進協議会自転車ツーリズムWG事務局 小林・大沼

TEL:077-528-3746 (疑問点があれば、お気軽にお問い合わせください!)

FAX:077-528-4877

E-mail :biwaichi@pref.shiga.lg.jp

当協議会ホームページの本事業の紹介ページにて、ご参画事業者様を掲載いたします。

2. 協議会負担金額の計算例

レンタサイクル1台3時間2,000円、1日5,000円 グローブ(オプション) 1日300円 の場合

例1) 3時間、レンタサイクルをご利用される場合

$$2,000 \text{円(レンタサイクル1台3時間)} \times 1.1 \text{(消費税10\%)} \times 1/2 \text{(補助率)} \\ = \underline{1,100 \text{円(協議会負担金額)}}$$

例2) 2日間、レンタサイクルとグローブをご利用される場合

$$(5,000 \text{円(レンタサイクル1台1日)} + 300 \text{円(グローブ1日)}) \times 2 \text{(日数)} \times 1.1 \text{(消費税10\%)} \\ \times 1/2 \text{(補助率)} = 5,830 \text{円}$$

→ 4,000円(協議会負担金額) 上限の4,000円を超えているので

3. 各申請様式等の注意点

< 申込票(様式) >

- ・ご利用者様に、一人1枚、記入していただきます。複数名のグループでレンタルされる場合でも、お一人1枚、記入していただきます。
- ・当事業は、スポーツサイクル(後輪に5段以上の変速機がついている自転車)限定です。
- ・当事業は、滋賀県に居住する方が対象です。出来る限り運転免許証や学生証などで、ご利用者様の居住地が滋賀県内であることを確認してください。

< 負担金申請書(様式) >

- ・6月15日(火)までに期間内における協議会負担金合計額を申請してください。
- ・申請の際は、必ず期間内の、すべての申込票(様式)を添付して、送付してください。